

令和7年9月2日

認定こども園代表者様

幼保運営課長

認定こども園における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

定員を超過した児童の受け入れについて、給付費・保育提供の適正を図る観点から、令和2年10月7日通知「認定こども園等における定員を超過した受け入れについて」により、各区における入所調整について基本的な取り扱いをお示ししておりましたが、令和7年4月11日付こども家庭庁発出の通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき、下記のとおり取り扱いを変更いたしますので、ご了解のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本取り扱いについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

記**1 受け入れ人数の考え方****(1) 原則**

- ・ 毎月の受け入れ人数については、利用定員の120%未満となることを原則とする。
なお、「1号認定」と「2・3号認定」の入所率は別々に算定し、充足すること。
- ・ 但し、やむを得ない特段の事情により、要保護児童を入所させる必要がある場合にはこの限りでない。
- ・ 上記に加えて、幼稚園型認定こども園については、毎月の1・2号認定の合計入所数が幼稚園（県）の認可定員を超えないこと

2 受け入れ人数が利用定員を超える場合の取扱い**(1) 年度内での定員超過の考え方**

2・3号認定の入所率が120%を超過した場合において、120%未満となるまで、区の利用調整において、新規入所及び1号認定から2号認定への区分変更を停止します。更なる受け入れを希望される場合は、入所数に即した定員増の検討をお願いします。

(2) 次年度4月の受け入れについて

4月の受け入れにつきましては、前年度の9月までの間に、次年度の受入れ計画をご提出いただき、児童数が利用定員の120%以下になることが確認できた場合、4月一斉入所の対象とします。

3 定員超過による給付費の減算について

(1) 連続した2年度間常に2・3号認定(1号認定)の合計定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率(※)が120%以上の状態にあると公定価格が減算となります。

※年間平均在所率：各月の初日の2・3号認定(1号認定)の子どもの数の総和を、各月の初日の2・3号認定(1号認定)の利用定員の総和で割って計算。

(2) 利用定員の変更を実施した場合は、減算調整を解除します。

なお、利用定員変更日が月の初日の場合は変更実施月から解除するものとし、変更日が月の途中である場合は、変更月の翌月から解除するものとします。

(3) 利用定員の変更を行わない場合は、1号認定から2号認定への認定変更を含む新規入所を停止します。年間入所率が120%未満になると判断した場合は、「年間入所率が120%未満となった月」に遡り減算調整を解除します。

(ただし、年度末において、年間入所率が120%以上となる場合は再度減算を適用する)

(4) 減算解除月以降、当該年度末までの期間については、120%未満の入所率を維持するため、許容できる入所可能児童数を整理のうえで、年間入所率が120%未満に収まると想定される範囲内での新規入所は可能とします。

(5) 減算対象の年度中に年間平均入所率が120%未満を下回ることが困難な場合は、次年度4月時点の入所率が120%未満となるよう、一斉入所時に必要な調整等を行います。

※1号認定については、市での入所調整を実施いたしませんので、上記(2)～(5)の限りではございません。入所児童数実績により、年間入所率が120%未満になると判断した場合は、「年間入所率が120%未満となった月」に遡り減算調整を解除します。

(ただし、年度末において、年間入所率が120%以上となる場合は再度減算を適用します)

4 本通知の適用日について

(1) 受け入れ人数の調整について

令和7年10月分の入所選考から適用

(2) 給付費の減算に係る運用について

令和7年度4月分から適用

<問い合わせ>

■入所調整に関すること

幼保運営課管理班 TEL：043-245-5726

■給付費に関すること

幼保運営課助成第二班 TEL：043-245-5735